別表六(一)付表の記載要領第１号(1)中「租税特別措置法」の次に「第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）、」を加え、「第42条の12の５第４項」を「第42条の12の５第３項」に、「）又は」を「）、」に、「）の」を「）又は第42条の12の７第３項（特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同号(2)中「（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の２の２第３項」を削り、「第17条の２の３第３項」を「第17条の２の２第３項」に改め、同号(5)を削り、同号(4)を同号(5)とし、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)の次に次のように加える。

(3)　所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号。(3)において「令和８年改正法」という。）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の５第４項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）、令和８年改正法第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（(3)において「令和８年旧震災特例法」という。）第17条の２の２第３項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和８年改正法附則第80条第１項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和８年旧震災特例法第17条の２第３項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六(一)の表を次のように改める。